

FP通信

発行 バイヒルズ 税理士 法人

〒221-0052 横浜市神奈川区栄町 1-1 KDX 横浜ビル 6 階

TEL : 045-450-6701 FAX : 045-450-6706

HP : <https://bayhills.co.jp>

2019 年 10 月 第 19 号

BAY HILLS 



生命保険の経理処理について

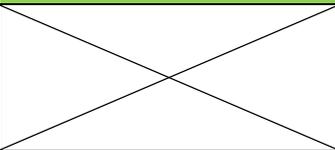


法人契約の定期保険などの税務取り扱いの見直し 2019 年 6 月に公表された法人契約の生命保険の税務の取り扱いの見直しに伴い、生命保険契約の経理処理が大きく変更されました。今回は、大きく変わった定期保険等の保険料と短期払いの医療・がん保険等についてご紹介します。

定期保険等の保険料の取扱い 契約日が 2019 年 7 月 8 日以後の定期保険等にかかる保険料について適用されます。(※契約日が 2109 年 7 月 7 日以前の契約は従来の税務取扱いが適用されます。)

今回の改正のポイントは、保険商品の種類ごとではなく、最高解約返戻率を基準として支払保険料のうち資産計上すべき割合が示されたことです。具体的な取り扱いは下記の通りとなります。



最高解約返戻率	資産計上期間	損金算入額	取崩期間
① 50%以下	資産計上される 金額はない	年間の支払保険料を 全額損金算入	
② 50%超 70%以下(※)			
③ 50%超 70%以下	保険期間の当初 40%相当の期間	年間支払保険料 × 40%	保険期間の 75/100 相当 期間経過後から、保険期 間の終了の日まで
④ 70%超 85%以下		年間支払保険料 × 60%	
⑤ 85%超	保険期間開始日から 解約返戻率が最高と なる期間の終了日	年間の支払い保険料 × 最高返戻 率 × 70% (保険期間開始日から 10 年経過の日までの期間は 90%)	解約返戻金が最も高くな った期間経過後から保険 期間の終了の日まで

短期払いの医療・がん保険等の税務上の取扱い 保険期間が終身で、保険料の払込期間が短期の保険商品は今までは保険料の全額が損金算入できるといったメリットがありました。2019 年 10 月 8 日以後の契約にかかる保険料は年間の保険料の金額によって取り扱いが異なります。

保険料の額	経理処理
年間の支払保険料が 30 万円以下(※)	支払日の属する事業年度で損金算入
年間の支払保険料が 30 万円超	保険期間の経過に応じて損金算入

注意点 上記のように解約返戻率や年間の保険料で経理処理が変わります。特に注意が必要なのは、

※印のついた保険は被保険者毎に合算されることです。追加の契約によってはもともと加入していた保険も経理処理が変わることがあるということです。保険の検討の際はお気軽に担当者までお問合せ下さい。